

第四期和歌山県文化芸術振興基本計画

(案)

令和8年4月

和　歌　山　県

目次

I	基本計画の策定について	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の期間	
3	文化芸術を取り巻く状況（第三期計画策定以降の主なもの）	
4	県内の文化芸術活動の現状と課題	
5	県の役割	
II	基本目標	5
III	施策の方向	6
1	文化芸術活動の振興	
2	文化資源の保全と活用による地域づくり	
3	文化芸術を担う人づくりの推進	
IV	重点施策	8
1	文化芸術活動の振興	
(1)	県民・文化団体等の活動の拡大・充実	
(2)	市民文化活動の振興	
(3)	誰もが多彩な文化芸術活動に触れられる機会の提供	
(4)	文化交流活動の推進	
(5)	障害のある人の文化芸術活動の推進	
(6)	文化芸術に係る社会基盤の整備及び効率的活用の促進	
2	文化資源の保全と活用による地域づくり	
(1)	文化財の保全と活用	
(2)	景観の保全と活用	
(3)	県内文化資源の収集・整理と効果的な発信	
(4)	観光産業等、関連産業との連携	
3	文化芸術を担う人づくりの推進	
(1)	次代を担う層の人づくり	
(2)	現役世代等の人づくり	
(3)	シニア層の人づくり	
(4)	顕彰の実施	
V	計画の推進にあたって	24
1	推進体制	
2	数値目標の設定と評価・検証	

〈参考資料〉

文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）	29
和歌山県文化芸術振興条例（平成 21 年 3 月 26 日条例第 21 号）	37

I 基本計画の策定について

1 計画策定の趣旨

県では、平成 21 年 3 月、文化芸術振興基本法及び和歌山県長期総合計画に基づき、文化芸術が暮らしの中に息づく心豊かな社会の実現を目指し、文化芸術の振興に関する基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めた和歌山県文化芸術振興条例（以下「条例」という。）を制定しました。

条例第 4 条に基づき、平成 22 年 4 月に、5 年間を計画期間とする「和歌山県文化芸術振興基本計画」を、平成 27 年 4 月には、6 年間を計画期間とする「第二期和歌山県文化芸術振興基本計画」を、令和 3 年 4 月には、5 年間を計画期間とする「第三期和歌山県文化芸術振興基本計画（以下「第三期計画」という。）を策定し、文化芸術振興に必要な施策を総合的かつ効果的に実施してまいりました。

第三期計画期間内では、「紀の国わかやま文化祭 2021」や「紀の国わかやま総文 2021」で育まれた文化振興の機運を更に高めるとともに、県民一人一人が主体的に文化芸術活動に参加し文化芸術への関心を高められるよう、和歌山県の文化芸術の魅力発信や環境整備、文化資源の更なる魅力向上等に取り組みました。

このような中、国内の文化芸術を取り巻く情勢は大きく変化しました。令和 5 年 5 月に、新型コロナウイルス感染症の位置づけが感染症法上の 5 類に引き下げられ、文化芸術活動は回復傾向に向かう一方、少子高齢化の進行やデジタル技術の急速な発展、災害の激甚化等、社会状況は変化し続け、国においては、文化芸術に関する法律の改正や各種計画の策定等が相次ぐ等、文化芸術を取り巻く状況は絶えず変化しています。

今後、更なる人口減少・超高齢化の加速等、社会状況の著しい変化が想定される和歌山県においては、和歌山ならではの文化や伝統的な文化芸術を維持・継承することはもちろん、AI や最先端の映像技術を活用した表現等、現代的な感覚や手法を取り入れた斬新な試みを模索することで、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにしてくれる文化芸術を、県民誰もが享受できる地域づくりに取り組むことが必要です。

こうしたことから、これまでの計画における理念や方向性等を継承しつつ、また、「和歌山県総合計画」※1 を踏まえ、「第四期和歌山県文化芸術振興基本計画」を策定し、引き続き、文化芸術の振興と「文化で元気」な地域づくりに力強く取り組みます。

※1 「和歌山県総合計画」：本県の未来を展望した「めざす将来像」と、その将来像の実現に向けて取り組む施策の基本的な方向を明らかにした、県政の新たな指針となる計画（令和 7 年 12 月策定）。

2 計画の期間

令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。

3 文化芸術を取り巻く状況（第三期計画策定以降の主なもの）

●文化財保護法の一部改正（令和3年6月及び令和4年4月施行）

社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を新設し、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図るとともに、地方公共団体による文化財の登録制度及び文部科学大臣への文化財の登録の提案等が可能となることが規定されました。

●博物館法の一部改正（令和5年4月施行）

近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館法の目的が見直されるとともに、博物館の事業として、博物館資料のデジタルアーカイブ化の追加、他博物館との連携、文化観光その他の活動を図ることが努力義務とされ、また、博物館設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を図るために、博物館登録制度の見直しが規定されました。

●「文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定（令和5年3月閣議決定）

国において、文化芸術を取り巻く状況の変化や「文化芸術推進基本計画（第1期）」（以下「第1期」という。）期間の成果と課題を踏まえ、第1期の4つの目標を中長期目標として基本的に踏襲した上で、令和5～9年度において推進する7つの重点取組、16の施策群、これらの施策の着実かつ円滑な実施に必要な取組が示されました。

●「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」の策定（令和5年3月策定）

障害者文化芸術推進法の規定に基づき、国において、障害のある人による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定されました。

●「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の策定（令和7年12月策定）

急激な少子化が進む中、将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要があります。

そのため、国において、令和7年12月、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」が策定され、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応等について、国の考え方が提示されました。

●新型コロナウイルス感染症の影響

令和2年の新型コロナウイルス感染症の拡大により、文化芸術イベントの中止・延期・規模縮小、人々の行動自粛、観光需要の減少、学校におけることの文化芸術活動の減少等、文化芸術分野は甚大な被害を受けました。一方で、オンラインによる文化芸術の表現・鑑賞等、新たな手法による文化芸術体験の可能性が広がるとともに、直接的な文化芸術体験を持つ、リアルな体験や、演者と観客間、観客同士間の一体感の共有等の重要性が再認識されました。令和5年5月に、感染症法上の5類に引き下げられたことにより、文化芸術活動は回復傾向にあるものの、有事が生じた際の今後の対応方法等の検討が必要とされます。

●人口減少・超高齢化の加速

和歌山県の人口は、平成2年（約107万人）から令和2年までの約30年で85%（約92万人）に減少しましたが、今後30年の減少スピードは、これまでの約2倍に加速し、2050年には58%（約63万人）にまで減少すると予測されています。さらに、それは超高齢化を伴って進行し、2050年には高齢者人口と生産年齢人口はほぼ同数となると推計されます。

文化芸術分野においては、各種文化団体会員の高齢化や、文化芸術の担い手不足等の更なる深刻化が懸念されます。

●デジタル技術の急速な進展

AI・ビッグデータ・IoT・ロボティクス等の技術革新、NFT・ブロックチェーン等Web3.0技術、メタバース等、各種のデジタル技術の急速な発展により、文化芸術分野において、時間・場所・規模の制約を超えた活動が可能となるほか、従来実現できなかった色彩豊かで滑らかな表現等、多様な表現形態や創造空間を可能にすることが期待されます。

4 県内の文化芸術活動の現状と課題

令和6年度「文化に関する世論調査」（文化庁）によると、この1年間に、外出を伴う形で文化芸術イベントを鑑賞したことがある県民は38.5%と、全国平均の43.1%を下回っています。なお、鑑賞分野については、「自然史博物館、科学館、動物園、水族館など」（12.8%）、「歴史的な建物や遺跡（建造物（社寺、城郭など）、遺跡、名勝地（庭園など）の文化財）」（11.8%）、「美術※美術には、絵画、版画、彫刻、工芸、陶芸、書、写真、デザイン、建築、服飾、メディアアート（コンピュータや映像を活用したアート）などを含む」（10.2%）が上位に並んでいます。

また、この1年間に、鑑賞以外の文化芸術活動を実践したり、支援したことがある県民も11.2%と、全国平均の13.6%を下回っています。なお、活動内容については、「音楽の演奏や、演劇・舞踊・映画への出演など」（3.7%）、「文学、音楽、美術、演劇、舞踊などの作品の創作」（3.2%）、「地域の伝統的な芸能や祭りへの参加」（2.1%）の選択割合が高い状況にあります。

同様に、こども（未就学児以上高校生以下）についても、この1年間に外出を伴う形で文化芸術イベントを鑑賞したことがある県内のこどもは38.5%と、全国平均の42%を下回っており、文化芸術に関わる活動をしたことがある県内のこどもも23.1%と、全国平均の27.2%を下回っています。

さらに、障害のある方のアート作品や演劇、ダンス等を鑑賞したり、参加したことがある県民も36.9%と、全国平均の39.2%を下回っています。

これらの結果から、和歌山県においては、文化芸術の「鑑賞・評価を行う人」、「創作活動を行う人」、「企画・管理・運営・支援を行う人」のいずれも、全国平均と比較して少ないことがうかがえます。

今後、音楽、演劇、伝統芸能等はもとより、メディア芸術やデジタル芸術等、現代的な文化芸術も含めた魅力を県民に広く伝え、年齢・性別・障害の有無・経済的状況・居住地域等に関わらず、県民誰もが文化芸術に触れられる環境を整えるとともに、観光・まちづくり・福祉・教育等の分野と連携することにより新たな魅力を創出する等、あらゆる方法により文化の裾野を拓いていく必要があります。

5 県の役割

県では、条例第2条において、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であり、すべての県民が等しく文化芸術の創造、鑑賞、継承、それらの支援等の活動に参加することができるような環境の整備が図られなければならない」と規定しています。これは、県が文化施策を推進するにあたって、「文化の自由」が、県内の各地域で等しく確保されなければならないこと、県民一人一人の文化に関する自由が社会の中で具体的に保障されるよう、各種の制度や施設を整備することの必要性を示したものです。

さらに、「県民一人一人が文化芸術の担い手であるという認識の下、その自主性及び創造性が尊重されなければならない」とも規定しています。これは、文化芸術の担い手があくまでも県民であり、県民が自らの考えや行動に基づき取り組む文化芸術活動を県が促進していくことが極めて重要であることを示すものです。

このような基本理念を踏まえ、次の事項に十分配慮しながら、文化芸術を取り巻く情勢の変化に対応した様々な施策を、総合的かつ計画的に推進していきます。

- 県民や市町村の主体的な活動への支援と県民の相互連携の促進に努めること
- 県民や市町村の主体性や創造性を損なうことのないように努めること
- 広く県民の意見が反映され、高い公共性と透明性が確保されるように努めること
- 県民や国、市町村との連携により、効率的かつ効果的な施策の推進に努めること

II 基本目標

「文化で元気」な地域づくりの推進

～文化の裾野を拡げ、県民一人一人が文化活動に参加し楽しめる和歌山を創る～

文化芸術は、私たちに楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらすとともに、豊かな人間性を涵養し、創造力を育みます。また、地域ブランドの形成や地域経済の活性化等、社会の様々な分野の発展にも寄与するものでもあり、社会的価値や公益性も有しています。

コロナ禍により、文化芸術の本質的価値や重要性について再認識されたところですが、多様性・包摂性・持続可能性をキーワードとした新たな社会の実現や、人々のウェルビーイングの向上を図るためにも、今後、文化芸術に求められる役割はますます増大します。

和歌山県においては、県民一人一人の多様な価値観を尊重しつつ、年齢・性別・障害の有無・経済的状況・居住地域等に関わらず、県民誰もが等しく、文化芸術に触れ豊かな生き方ができるよう、「『文化で元気』な地域づくりの推進～文化の裾野を拡げ、県民一人一人が文化活動に参加し楽しめる和歌山を創る～」を基本目標とし、観光・まちづくり・福祉・教育等の分野と連携しながら、文化芸術振興に力強く取り組みます。

III 施策の方向

県内の文化芸術の振興及び「文化で元気」な地域づくりを進めるため、次の3つの「施策の方向」に基づき各施策を展開します。

1 文化芸術活動の振興

文化芸術活動を通じ、人は生きる上での元気、活力を得、また精神的な充足感や達成感を感じます。こうした文化芸術の優れた働きを十分に認識し、年齢・性別・障害の有無・経済的状況・居住地域等に関わらず、県民一人一人の自主的な文化芸術活動が活発に行われるよう支援とともに、多彩な芸術に触れ合う機会を十分確保する必要があります。

また、国や公益法人等による芸術家、文化団体への助成や文化芸術に深い理解を示す県内企業や篤志家の方々による寄附や支援活動との連携により、文化芸術活動への物心両面での支援体制の充実を図っていくことが必要です。あわせて、文化芸術の振興には、創造活動を支える人の存在、役割も重要であることから、芸術家による創造活動と県民の文化ニーズを調整し、関連イベントの企画運営を行うアートマネジメント※2や文化ボランティア制度の充実等、行政と市民が一体となった文化の振興を更に進めます。

このほか、文化芸術活動の情報発信、文化活動の拠点となる施設の整備充実、市町村等との共働を進めます。

2 文化資源の保全と活用による地域づくり

和歌山県には、長い間、守り、継承してきた貴重な文化資源が多数存在します。平成16年には、高野山や熊野、その参詣道等が「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録され、平成24年には、「那智の田楽」が無形文化遺産に登録されました。また、平成28年から令和2年にかけては、「鯨とともに生きる」や「絶景の宝庫 和歌の浦」をはじめ、県内関係で7件が日本遺産として認定されました。加えて、令和4年には、「逆川王子跡」や「鹿ヶ瀬峠」等、熊野参詣道・紀伊路の一部地点が国史跡に指定される等、県が誇る文化資源の価値が次々と評価されています。

その他にも、古代から近代に至る各時代の貴重な文化財や美しく魅力的な景観、伝統行事や祭り等の多彩な文化資源を多く有しています。身近にありすぎて認識されにくい地域に内在する文化資源は、地域の人が、その価値に気付くことで、魅力の発信や新しい文化の創造へつながっていきます。

和歌山県の優れた文化資源を未来へ確実につないでいくために、大学や研究所等の学術研究機関、農林水産業や観光業等の県内産業、「きのくにコミュニティスクール」※3の仕組みを活用した取組等とも連携しながら、資源の有効かつ効果的な活用を図ります。

特に、観光分野との連携を強化し、文化資源の活用等を通じたにぎわい創出による地域づくりを推進します。

3 文化芸術を担う人づくりの推進

文化芸術は、「創作活動を行う人」、「鑑賞・評価を行う人」、「文化芸術活動の企画・管理・運営・支援を行う人」によって支えられています。今後、更なる人口減少・少子高齢化が加速する和歌山県において、文化芸術の振興や県内各地域における伝統的な文化資源の適切な保存と活用を図るために、それぞれの分野を担う人づくりを着実に進めていくことが求められます。

このため、「和歌山県教育振興基本計画」を踏まえ、教育分野との連携を更に推進し、こどもたちの感性や創造力等を育むとともに、現代的な文化芸術や伝統文化、地域文化等の各分野における関係団体や専門家との連携、協力を図りながら、県民一人一人が生涯にわたり、文化芸術に親しむことができるよう支援します。

- ※2 アートマネジメント：文化芸術と社会をつなぐ役割を果たす活動の総称。具体的には公演会、展覧会の開催、ホール等の施設の管理運営、文化団体の活動等に係る企画、広報、管理業務等が挙げられる。
- ※3 「きのくにコミュニティスクール」：学校や地域を取り巻く環境の変化や課題の複雑化に対応するため、学校・家庭・地域が一体となり、役割を分担しながら共通の目標に向けて取り組む仕組み。

IV 重点施策

基本目標を達成するため、柱となる3つの「施策の方向」ごとに重点的に推進すべき施策を設定し、重点的に取り組みます。

1 文化芸術活動の振興

(1) 県民・文化団体等の活動の拡大・充実

県民や県内文化団体による文化芸術の創造及び発表の機会を充実し、地域の文化力を向上するため、県主催の展覧会を開催するほか、各団体等が実施する展覧会、展示会及び演奏会、発表会等の開催について、文化芸術を取り巻く状況の変化等を踏まえた相談、助言、各種助成等の支援を行います。

さらに、県民一人一人の文化芸術活動への参加を促進するため、市町村、大学、関係団体等と連携しながら関連情報や学習機会の提供を図ります。

【主な施策】

◆県民の作品創作意欲の喚起と発表機会の確保

県民の更なる創作意欲の喚起や地域の文化芸術の振興に寄与するため、広く美術作品を公募し、審査、選考を経て、優れた美術作品を県民に紹介する「和歌山県美術展覧会（県展）」を開催し、優秀作品を和歌山県立近代美術館及び複数の地方会場において展示します。

また、小中学生を対象とした「和歌山県ジュニア美術展覧会（ジュニア県展）」を開催し、こどもたちの作品が評価・展示される場を提供することで、若年層の創作意欲を高めます。

◆県民や県内文化団体の活動への助成と促進【数値目標】

県民や県内文化団体の自主的かつ主体的な文化芸術活動を促進し、特に地域文化資源の活用、青少年の文化芸術体験機会の創出及び障害等による垣根をなくす文化芸術交流に係る活動等の活性化を図るため、「和歌山県文化振興事業補助金」に基づく補助を実施します。

さらに、県内の文化団体等が、国や（独）日本芸術文化振興会、（一財）地域創造、その他公的団体や民間企業の助成制度による支援が受けられるよう、制度紹介、相談の受付、公募要項の配布等を行います。

また、様々な助成事業等の概要をまとめた「文化芸術活動支援ガイドブック」についても定期的に更新します。

◆きのくに文化月間の実施

「紀の国わかやま文化祭 2021」で育まれた文化振興機運を更に高めるとともに、障害の有無に関わらず、県民一人一人が主体的に文化活動に参加し、そして次世代を担う青少年が文化芸術への関心を高められるよう、毎年11月を「きのくに文化月間」と定め、市町村や文化団体と連携して県内全域で文化事業を行います。

◆県立図書館における生涯学習関連事業と教育普及活動の充実【数値目標】

県民の多様な興味関心や学習ニーズに応えられるよう、郷土資料をはじめとして、幅広い分野を網羅した専門図書・資料を充実させるとともに、電子書籍やバリアフリー資料等の収集、市町村との連携を通じて、誰一人として取り残すことのない生涯学習の基盤を整備します。

また、情報発信拠点として、生涯学習サークルの活動場所の提供や、展示室・スペースを活用し、学校、行政機関、NPO 等の成果発表の機会を充実させ、県民の学習意欲や創作意欲の向上に努めます。

◆県立博物館施設※4における教育普及活動の充実【数値目標】

博物館施設による教育普及活動は、博物館施設が蓄積した資料や情報の価値を、幅広い世代の県民と共有する貴重な機会です。

そのため、県立博物館施設では、和歌山の歴史、美術、考古、民俗、自然科学に関する資料を展示する他、文化芸術に馴れ親しむ機会を提供するため、大学や教員、芸術家等と協働し、学芸員の専門性を活かした講演会やワークショップ、ミュージアムトーク、出前講座等を実施します。

※4 県立博物館施設：和歌山県立近代美術館、和歌山県立博物館、和歌山県立紀伊風土記の丘、和歌山県立自然博物館をいう。

(2) 市民文化活動の振興

文化芸術活動の振興には、県民が、地域において自発的に文化芸術活動を行うことや、文化団体等が互いに刺激し合いながら、地域の文化資源を活かした創造活動を通して、地域を盛り上げていくことが重要です。

そのため、文化団体間の連携を支援するとともに、和歌山県ゆかりの芸術家等の活用を促進します。あわせて、芸術家等の活動を支える人材を育成、確保するため、県内公立ホールの施設職員やNPO 関係者、舞台運営を支える技術者について文化事業の企画や運営管理業務の技能向上を図るとともに、県民自ら、また、企業が文化芸術を支援する仕組みを充実させます。

【主な施策】

◆アーティストバンクの充実と利用促進【数値目標】

和歌山県にゆかりのあるアーティストの人材情報を集積・公開し、その活動内容を紹介することで、アーティストの活動の場や県民が文化芸術に親しむ機会の拡充を図るとともに、登録アーティストを県が実施する各種事業に積極的に登用していきます。

◆文化団体等のネットワーク構築と連携推進【数値目標】

様々なジャンルの文化団体等が、文化団体のネットワークであるわかやま文化芸術協議会において交流することで、団体等活動の一層の活性化、ひいては和歌山県における文化芸術各分野の自主的活動の強化推進と連絡協調を図ります。

◆アートマネジメント人材の育成強化

県民の文化事業に対する企画や運営能力の向上を図るため、(一財)地域創造や公立文化施設協議会等が開催する、舞台演出、事業企画、アートマネジメント研修等への参加を促し、県内でアートマネジメント活動を実践できる人材育成を推進します。

◆文化ボランティア制度の充実【数値目標】

文化芸術活動において、鑑賞や体験、発表のみでなく、事業企画や運営アシスタント、広報活動等、あらゆる機会においてボランティアが活躍できる環境を整備することで、専門性を持ったボランティアを育成し、県民自らが文化芸術活動を支援する仕組みを充実させます。

◆企業メセナ事業の活性化

社会貢献活動の一環として、企業の寄附による文化芸術活動への支援を促すため、企業及び文化団体双方に、(公社)企業メセナ協議会による各種制度等の広報・周知を行い、メセナ活動を実施している企業とともに、地域文化の活性化を図ります。

◆学校部活動（文化部）の円滑な地域展開等の支援

地域での文化芸術活動を活性化し、多世代交流の場を増やすため、地域ニーズの把握や課題の解決に取り組む市町村を支援するとともに、指導者等の発掘・育成・マッチング支援の強化等により、地域クラブの充実を図る等、地域の実情を鑑み、それぞれの地域に望ましい形で、子どもの文化芸術活動を地域全体で支えていく取組を推進します。

(3) 誰もが多彩な文化芸術活動に触れられる機会の提供

心豊かで潤いのある県民生活の実現や活力ある地域社会の構築を図るため、年齢・性別・障害の有無・経済的状況・居住地域等に関わらず、県民一人一人が、様々なジャンルの文化芸術に触れ、体験、鑑賞できる機会を提供します。

あわせて、県内各地で開催される様々な文化的な催事が、広く知れ渡るよう、各種媒体を通じて情報発信に努めます。

さらに、和歌山県民文化会館等の県立文化施設が、県民と文化芸術との出会いや創造の拠点となるよう、舞台技術者等の人材育成や施設整備を行うとともに、年代やライフスタイル、家族構成等に関わらず、県民誰もが文化芸術に親しむことができるよう環境整備に努めます。

【主な施策】

◆県立文化施設等における魅力的な公演や展覧会等の実施【数値目標】

和歌山県民文化会館等において、文化芸術を取り巻く動向や県民の鑑賞・体験ニーズを的確に把握し、海外や国内トップクラスの質の高い文化芸術、国内の有名アーティストによるクラシック音楽、日本が誇る古典芸能等、様々なジャンルの文化芸術を鑑賞する機会を提供します。

県立近代美術館、県立博物館、県立紀伊風土記の丘において、和歌山県ゆかりの芸術家や貴重な文化財を広く県内外に紹介する展覧会の開催等、県民にとって魅力ある事業を実施するとともに、国際的に評価の高い芸術作品や、貴重な文化財等を紹介する大規模展覧会を定期的に開催します。また、県立自然博物館では、常設展示における標本展示及び特別展、小企画展等

(きのくに野外博物館、自然博物館体験教室、講演会)を開催します。

あわせて、文化資料の適切な保存、継承のため、博物館施設としての展示、収蔵、研究機能の充実、向上が図れるよう施設を整備します。

◆県内市町村文化施設における文化公演等の開催支援

県民にとって身近な市町村文化施設において、より良い文化公演等が開催されるよう、(一財)地域創造や(一財)自治総合センター等の助成制度の活用を促進します。

また、公立文化施設協議会を活用、県内外の文化施設間の連携強化に努めます。

◆県立図書館メディアアートホールにおける文化公演等の開催【数値目標】

メディアアートホールの専門的な機能(映像・音響設備等)と、講義・研修室やふれあいルーム、自習スペース、図書館等との連携により、音楽公演、映画上映、文化公演、体験学習等の文化的催事を充実させます。

また、県民が自らの文化活動を発表する機会の創出や意欲に応えることで、和歌山県のメディアアート分野における活動の裾野を拡げ、全体の質的向上に努めます。

◆公共施設の有効活用の促進

使用されていない公立施設の芸術分野における有効活用を模索するとともに、ホール施設が設置されていない市町村をはじめ、普段文化芸術に触れる機会の少ない地域や公立施設等での鑑賞機会の確保に努めます。

◆デジタル技術を活用した文化公演等の促進【数値目標】

文化公演等の開催について、公演等に係る費用のほか動画配信等オンラインでの実施や動画制作等についても「和歌山県文化振興事業補助金」の補助対象とする等、デジタル技術を活用した文化公演等の開催を促進することで、多様な表現形態による文化芸術の振興を図るとともに、地域間格差の解消、誰もが気軽に文化公演等を楽しむことができるような機会の確保に努めます。

◆県内文化活動に関する情報提供媒体の充実【数値目標】

県内各地で開催される様々な文化芸術活動の情報を収集し、県民誰もが文化芸術に関する情報を入手できるよう、「Waca.p(ワカピー)」※5、「わかやま文化情報館」※6、「きのくに文化月間」、和歌山県民文化会館ホームページ、地元TVやラジオ等、様々な広告媒体を活用し文化芸術活動が広く知れ渡るよう情報の提供を行います。

◆県立文化施設のユニバーサルデザイン等の推進

和歌山県民文化会館等において、障害のある方や高齢者の方を含め、県民誰もが安心して公演等を楽しめるよう、バリアフリー化等、環境の整備を図るとともに、スタッフが積極的にお声掛けする等、利用者サービスの向上に努めます。

また、県立博物館施設では、県民誰もが様々な文化芸術に親しみ、かつ多様な学びの機会を享受できるよう、バリアフリー化や分かりやすい表現による展示解説、説明文の多言語化、触れるレプリカの展示等、多くの方々にその魅力を伝えるとともに、誰にも優しい博物館づくりに取り組みます。

◆子育て世代の文化芸術活動への参加促進【数値目標】

子育て中の保護者等が、安心して、かつ気軽に文化芸術活動に参加できるよう、県主催イベント等における託児サービスの提供に努めます。また、保護者と子どもが一緒に文化芸術活動を楽しめるよう、乳幼児も入場できるコンサートや保護者と子どもが一緒に参加できるワークショップの開催等を推進します。

◆ライフ・ワーク・バランス※7の推進

やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、趣味や家庭等に関する時間を持つことは、必要なことであり、健康で豊かな生活を送ることができます。生活と仕事の双方の調和の実現を目指し、企業や県民への周知啓発に努めます。

◆福祉分野における文化芸術活動の推進

文化とは、あらゆる人に関わりのあるものです。障害のある人もない人も共に文化芸術を楽しみ、心豊かに充実した日々を過ごせるよう、専門家や関係機関と協力し、事業を進めます。

また、ユニバーサルデザインによる鑑賞の機会を提供する等、誰もが文化芸術活動に参加できる環境づくりを推進します。

※5 「Waca.p（ワカピー）」：和歌山県が発行する文化活動情報誌。

※6 「わかやま文化情報館」：県内各地で開催される文化活動を紹介すること等を目的とし、和歌山県が開設するホームページ。

※7 和歌山県では「ライフ」を重視し、「ライフ・ワーク・バランス」と記載。

(4) 文化交流活動の推進

和歌山県内で行われる様々な文化芸術活動の活性化のため、芸術家や文化活動団体間の相互の出会いや触れ合いを通じて、活動や創作に対する意欲や技能の向上が図られるよう、県内各地や国内外の文化芸術活動関係者と県民との交流機会の確保、充実に努めます。

また、和歌山県の文化や地域的な特性について国内外の人々への理解を促進し、和歌山県への親近感の向上やつながりの強化を図るため、文化芸術面での交流、連携事業を進めます。

【主な施策】

◆国内や県内で開催される各種大会への参加促進

国民文化祭や民族芸能祭等、国内や県内で開催される各種大会への参加を促進するため、公募情報の案内や推薦を行います。

◆文化芸術に関する大規模大会等の開催支援【数値目標】

「和歌山県文化振興事業補助金」を活用し、芸術や学術等の文化に関する大規模大会等（概ね2,000名以上の参加者（オンライン参加者を含む。）が見込めるもの）の県内開催を促進し、和歌山県の文化情報を県内外に広く発信するとともに、文化を通じた地域理解の向上及び県内外からの誘客の促進等地域の活性化につなげます。

また、事業内容に応じて、（公社）和歌山県観光連盟や県内市町等が実施する「（公社）和歌山県観光連盟MICE※8エクスカーション※9促進等助成金」制度を紹介し、音楽、文学、芸術

等の全国大会や国際大会といった大規模大会等の県内誘致につなげます。

◆多文化共生事業の推進

異なる国の文化を知り理解するためのセミナーや在住外国人とふれあい、相互理解の機会をつくる国際交流イベントを、和歌山県国際交流センター等を活用し実施します。

また、友好提携都市等との訪問プログラムの実施等、異文化交流を行い、お互いの文化に対する造詣や理解を深め、友好関係を更に強固にします。

◆きのくに文化月間の実施（再掲）

「紀の国わかやま文化祭 2021」で育まれた文化振興機運を更に高めるとともに、障害の有無に関わらず、県民一人一人が主体的に文化活動に参加し、そして次世代を担う青少年が文化芸術への関心を高められるよう、毎年 11 月を「きのくに文化月間」と定め、市町村や文化団体と連携して県内全域で文化事業を行います。

※8 MICE：企業等の会議、インセンティブ旅行、コンベンション、展示会・見本市及びこれらに準ずるものという。

※9 エクスカーション：MICE 主催者（以下「主催者」という。）が企画し、あらかじめ参加者に対して周知され、かつ MICE の開催に伴い実施される、和歌山の文化、社会、自然、歴史、産業に関する観光、視察等をいう。

(5) 障害のある人の文化芸術活動の推進

障害のある人が文化芸術活動を通じて、多様な活動を行うことができるよう、地域において支援体制を整え、障害のある人の文化芸術活動の振興を図るとともに、個性と能力の発揮および社会参加の促進を目的とした事業の実施に努めます。

【主な施策】

◆障害のある人への文化芸術活動普及支援の実施

文化芸術活動を行う障害のある人やその家族、福祉施設、文化施設、支援団体等を支援し、文化芸術活動における支援方法等の相談支援や文化芸術活動を支援する人材の育成、関係者ネットワークづくり、情報収集・発信等を行っていきます。

◆文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の確保

地域における障害のある人の活躍の場を広げ、多様な人々との交流の場が促進されるよう、日頃の活動成果を発表する機会を確保していきます。

(6) 文化芸術に係る社会基盤の整備及び効率的活用の促進

和歌山県並びに県民の文化芸術に係る発表、創作、鑑賞、研究等の活動拠点である和歌山県民文化会館や県立博物館施設については、県内の同種同類の施設に関する先導的役割を果たしています。引き続き、時代に即した新たな機能付加のための整備や施設利用者の利便性、安全性向上のための機器更新、改修等を推進するとともに、利用者サービスや満足度の向上について取り組んでいきます。

また、県内公立施設の文化分野における有効活用を図ります。

【主な施策】

◆県立文化施設等の機能充実の促進【数値目標】

県民文化会館をはじめとする県立文化施設について、県民と文化芸術との出会い・交流・創造の拠点となるよう、人材の育成および施設整備の充実を図ります。また、県民誰もが快適で使いやすい施設として広く利用されるよう、利用者サービスの向上やバリアフリー化等に取り組みます。

とりわけ県民文化会館においては、利用者の利便性および安全性の向上と施設の長寿命化を目的として、大規模改修に向けた取組を推進します。

県立博物館施設においては、誰もが快適で利用しやすい設計とともに、最先端技術の導入等展示空間等にも配慮した整備に努めます。また、令和4年の博物館法改正を踏まえ、各館が持つ資料のデジタルアーカイブの作成や公開、幅広い知識を備えた人材の養成、地域の多様な主体との連携等、機能充実を図ります。

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の価値を将来の世代へ確実に引き継ぎ、その魅力を広く発信するため、啓発展示施設を整備するとともに、保全活動の指導・支援や講演・セミナーの実施、講師派遣、関連文献等の整備を行います。

◆公立施設の有効活用の促進（再掲）

使用されていない公立施設の芸術分野における有効活用を模索するとともに、ホール施設が設置されていない市町村をはじめ、普段文化芸術に触れる機会の少ない地域や公立施設等での鑑賞機会の確保に努めます。

2 文化資源の保全と活用による地域づくり

(1) 文化財の保全と活用

貴重な文化遺産が高野・熊野地方をはじめ県内各地に数多く点在しており、国宝は全国6位、重要文化財は全国7位の指定件数となっていますが、必要な調査が未了のため文化財として指定されていない歴史的文化資源も多く、引き続き対策を行っていきます。また、地震や津波、水害等により被災する可能性のある文化財の保全や被災した文化財の救済等を行う体制づくりを推進します。

和歌山県の長い歴史の中で形成、伝承してきた県民の貴重な財産である文化財を、県民が正しく理解し親しむ機会を確保するとともに、次世代に正しく伝えていくため、各々の歴史的文化資源の特性に応じた保存と活用を図ります。

【主な施策】

◆世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保全と活用【数値目標】

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」は和歌山県を代表する地域資源であるため、資産価値と保全の意義を広く周知するとともに、世界遺産の認知度向上と来訪者の拡大を目指し、世界遺産センターの施設や人材を活用した魅力の発信と保全に取り組みます。あわせて、次世代に良好な状態で引き継ぐため、国や自治体、地域による保全活動に加え、企業・団体・学校関係・来訪者等が世界遺産の魅力に触れながら保全活動に参加する、「道普請（みちぶしん）」や周辺清掃等の保全活動を、引き続き実施します。

世界遺産に登録されていない参詣道等の中には、登録資産と同等の価値があるにも関わらず、未登録の資産があります。このうち、一部は世界遺産追加登録の前提となる国史跡に指定されていますが、未だ、国史跡に指定されていない資産もあります。これら資産について、国史跡指定等、更なる保護措置の拡充を行うとともに、未登録資産の世界遺産への追加登録を目指します。

◆地域ぐるみで取り組む文化財の継承と保存・活用の推進【数値目標】

市町村には、文化財の所有者や地域住民、民間の団体とともに計画的に文化財の保存・活用に取り組むことが期待されることから、域内の文化財の総合的な保存・活用に係る計画の作成を働きかけ、各市町村における計画的な取組を促進します。

◆新たな文化財指定及び文化財登録等の促進

県内には、学術的価値が高いにも関わらず、未調査で認知されず、滅失や変容の危機に直面している文化財が多数存在していると推察されることから、速やかな実態把握調査と研究に努め、指定等を進めます。あわせて、県民の理解と協力を得られるよう文化財への興味を促進する取組も進めます。

特別史跡岩橋千塚古墳群の周辺には、未だ指定の保護措置が講じられていない古墳が多数所在するため、土地所有者等の同意を得ながら、特別史跡指定による保護措置を要する古墳群の計画的な発掘調査を実施し、特別史跡への追加指定を進めます。

◆「日本遺産」のストーリーを活かした地域活性化の推進

日本遺産は、地域に点在する遺産を「面」として活用し、発信することで地域活性化を図ることを主な目的に文化庁から認定される制度であり、和歌山県の日本遺産のストーリーを活用し、地域の活性化や観光振興を図ります。

あわせて、日本遺産の認知度向上に努めるとともに、構成する文化財の整備を進めます。

◆既指定文化財等の保存・修復の促進

文化財を適切な状態で保存・継承するため、計画的な修理や整備を促進するとともに、防災・防犯対策その他の保存に必要な措置を講じます。

有形の文化財については、文化財を良好な状態に保つための日常的な維持管理、適時適切な修理の充実を図ります。また、美術工芸品等は温湿度を適切に管理できる施設で保管する必要があることから、保管環境の改善や整備を支援します。

◆無形の文化遺産の保存と活用【数値目標】

ユネスコ無形文化遺産に登録された「那智の田楽」をはじめ、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の周辺地域に伝承される「那智の扇祭り」、「新宮の速玉祭」、「花園の仏の舞」等の保存・活用を促進するとともに、県内の無形民俗文化財について調査を進め、重要なものについては指定・登録を進めます。

また、無形民俗文化財に使用する用具の製作・修理等を支援するとともに、民俗芸能等の後継者育成も見据えた映像記録の製作等、保存・活用の充実を図ります。

◆災害に備えた文化財救済の体制整備と文化資源の散逸防止

大規模災害の発生に備え、県内の文化財等所在情報の把握、文化財の被災軽減や応急処置・保全のための体制整備を進めます。また、災害時に文化財レスキュー等について県民の協力を得られるよう、周知に努めます。

仏像類や歴史的建造物については、盗難や火災・災害による損壊等に備え、未指定の文化財を含めたデータベースの充実に努めます。

(2) 景観の保全と活用

和歌山県には雄大、勇壮、峻険等様々な姿をみせる紀伊山地の山々をはじめ、こうした山々から流れ出る清水を源流とし広大な太平洋や紀伊水道に流れ出る多くの渓谷、溪流や河川及び美しい海岸線等の優れた自然景観が多数残されています。こうした景観は、古くは記紀万葉の時代から、歌枕として多く詠まれ、我が国を代表する貴重な歴史・文化資源となっています。

自然景観とともに、地域の文化や生活により作り出された町並みや農山漁村の景観等は、和歌山県固有の資源であり、これらの適切な保全と活用を図ります。

【主な施策】

◆和歌山県景観条例等による景観施策の推進

「和歌山県景観条例」及び「和歌山県景観計画」の運用により、和歌山県らしい良好な景観の形成を図ります。

和歌山県の良好な景観を形成する上で特に重要であると認められる地域を特定景観形成地域として指定し、地域の特性を活かした良好な景観の形成を図ります。

◆県立自然公園の保全・利用の促進

県立自然公園を、和歌山の自然と文化が融合した「県民の宝」として次世代に継承するため、自然環境の保全を基本に、文化的価値や景観の魅力を生かした利用の推進を図ります。

また、案内標識や歩道、公衆トイレ等の公園利用施設の整備や維持管理を行うとともに、ごみの散乱防止やマナー向上に取り組み、それぞれの自然公園の特色や具体的な利活用の方法を発信します。

◆南紀熊野ジオパークの保全と活用

大地に育まれた特徴的な地域景観や文化を有する南紀熊野ジオパーク内の資源を調査・研究し、保全するとともに、教育や地域づくり、観光等の分野で活用します。

また、世界に向けて南紀熊野ジオパークをアピールし、早期にユネスコ世界ジオパークに認定されるよう、南紀熊野ジオパークセンターを拠点に、関係機関等と連携し、研究や保全、教育への活用や観光振興の取組を進めます。

(3) 県内文化資源の収集・整理と効果的な発信

歴史的建造物や美術工芸品をはじめ、県民の暮らしや生活に密着した民話や方言、祭り、伝承文化、食文化等は、地域を特徴づける大切な文化資源です。

これらの文化資源が散逸、損壊、衰退しないよう、収集整理、保存、伝承に努めます。あわせて、学術的な調査研究を行い、その成果を展示会や講演会等で発表するとともに、県ホームページへの掲載等により、県内外に向けて効果的に発信します。

【主な施策】

◆先人顕彰の推進

和歌山には、世界遺産をはじめ、美しい自然や風土、素晴らしい歴史や文化が数多くあります。このような環境の中で育まれた先人たちは、和歌山、日本、世界を舞台に輝かしい業績を残しています。こうした先人の偉大な功績を後世に伝えることで、ふるさと和歌山への愛着心を育むことに努めます。

◆和歌山県内の伝承文化・民俗情報の効果的な発信

わかやま教育副読本「わかやま何でも帳デジタルブック」等にて、民謡、民話、祭り、方言等の県内文化資源や先人に関する情報等を県内外に発信していきます。また、ふるさと和歌山への愛着を高め、郷土を誇りに思う心情を育むため、県内各学校における「ふるさと教育」への活用を図ります。

◆和歌山県の特色ある食文化の理解と伝承【数値目標】

和歌山県は、豊かな自然に育まれた農林水産物に恵まれ、これらを食材とした多種多様な郷土料理が地域で伝承されてきました。地域で育まれた郷土料理や伝統食、行事食等の食文化を

継承するため、関係団体が開催する料理教室、小学校等での調理体験を支援します。

◆県立文書館における歴史資料等の収集・研究事業の実施と発信【数値目標】

民間所在資料保存状況調査を行い県内の古文書の所在を把握することで、地域での保存が困難になってきたものは収集し、県外流出・散逸を防止します。

また、館所蔵の古文書・公文書の修復、保存を行うとともに、検索用リストを整備し県民の利用に供するとともに、館蔵資料に限らず、和歌山県内の古写真や古文書等をデジタル化し、デジタルアーカイブ「和歌山県歴史資料アーカイブ」で公開することにより、多くの方に広く歴史資料に親しむ機会を提供します。

あわせて、公開資料を基に、学校教材となるコンテンツを作成して「授業で使える和歌山の資料」ページで公開する等、学校教育との連携を進めます。

◆県立博物館施設における資料の収集・保管・調査研究・展覧会事業の実施【数値目標】

博物館施設の活動は、収蔵品等の調査研究で得られる学術的な裏付けに基づき行われます。県立博物館施設においては、和歌山の歴史、美術、考古、民俗、自然科学等に関する資料を収集、保管します。また、国内外の優れた美術作品や和歌山県にゆかりのある作家の作品、県内の歴史・文化資料等を体系的に調査研究の上、その成果を、常設展や企画展、大規模展覧会等、様々な機会を通じて県民に提供し、地域社会への学術的な貢献に寄与します。

◆南葵音楽文庫の保管・研究・効果的な発信【数値目標】

紀州徳川家ゆかりの貴重な音楽書・楽譜のコレクションである「南葵音楽文庫」を良質な状態で保管整備するとともに、専門的な研究の進捗により、文化学術的な価値を高め、後世へと伝承していきます。

あわせて、研究成果等を県民に対して分かりやすく適切に普及することにより、郷土への誇りと愛着を高めることに寄与するとともに、国内外に情報発信することによって、「南葵音楽文庫」に対する理解及び興味関心を高め、和歌山県の文化の発展につなげます。

(4) 観光産業等、関連産業との連携

文化芸術の振興は、人々の幸福感や充実感等、個人の心の豊かさを増すだけでなく、実施する関連事業の内容、手法、規模等によっては、地域ブランドの形成や地域経済の活性化等、社会の様々な分野の発展に大きな効果をもたらします。こうしたことを踏まえ、芸術家や文化関係団体との連携はもとより、観光、交通、出版等の諸分野や農林水産業、製造業、流通業等の広範な産業分野の諸団体、さらには、高等研究機関等と連携しながら、活力ある地域づくりに資する文化芸術振興事業に取り組みます。

【主な施策】

◆歴史・文化に関する観光資源の発掘と推進

県内にある歴史や文化に関する観光資源の掘り起こしと磨き上げを行い、食・温泉・体験等と組み合わせた旅モデルを提案する「わかやま歴史物語」事業を推進し、誘客促進と持続可能な観光地づくりを図ります。

◆魅力ある文化体験型観光資源の開発促進

和歌山県での新しい旅のかたちとして、アクティビティをはじめ、地域の自然や歴史・文化、伝統産業等にありのままで触れていただく、体験型観光「ほんまもん体験」を推進します。

◆フィルムコミッション事業の実施

テレビや映画等の映像を通じて、県内の美しい自然や多彩な文化資源を県内外に発信し、観光客の誘致につなげるための「フィルムコミッション事業」を実施します。

また、魅力ある和歌山を発信できる、新しいロケーション地（撮影場所）の開拓に努めます。

◆文化観光拠点としての県立博物館施設の機能強化【数値目標】

文化振興と観光振興、地域活性化の持続的な好循環を実現するため、文化観光推進法に基づく拠点計画を策定の上、文化資源の公開施設やまちづくり団体、交通事業者等、多様な地元関係者と連携し、県立博物館施設を拠点として、様々な文化資源の魅力に触れる体験型の文化観光を推進します。

3 文化芸術を担う人づくりの推進

(1) 次代を担う層の人づくり

次代を担うこどもたちが、多種多様な文化芸術に触れ、興味を持ち、理解を深めることが重要であるため、学校内外において、多種多様な文化芸術を創作・鑑賞・体験する機会を充実させるとともに、音楽、演劇、伝統芸能等の舞台芸術や美術等の専門家・活動家から指導・助言を受ける機会の充実を図ります。また、こどもたちが自らの活動成果を発表し評価を受けることで、創作意欲が喚起されるような仕組みづくりに努めます。

さらに、これらの事業を実施する上で、芸術家や文化活動の指導者、大学や教員、県立博物館施設の学芸員等が協力し、親しみやすく充実した体験プログラム等を企画する等、文化芸術への親しみや、ふるさとへの誇りや愛着等を育む教育、指導等が行われるよう努めます。

【主な施策】

◆ジュニア県展の実施

こどもたちの作品が、ひとつの美術作品として評価を受けられるよう、小中学生を対象とした公募展「和歌山県ジュニア美術展覧会（ジュニア県展）」を開催します。また、優秀な作品を顕彰し創作意欲を高めるため、和歌山県立近代美術館や県内の複数会場において作品の展示を行います。

◆文化、芸術体験ワークショップ事業の実施

こどもたちが、様々な文化や芸術を体験し、文化芸術に対する理解や興味関心を高めるきっかけとなるよう、楽器演奏体験や伝統文化体験等、様々な講座、事業等を実施します。

また、各種文化団体やNPO等が実施するワークショップ事業に対しても「和歌山県文化振興事業補助金」をはじめとした助成制度により支援します。

◆鑑賞体験型プログラムの実施

クラシックコンサートやバレエ公演、伝統芸能等の様々な鑑賞体験型プログラムを実施します。

◆アウトリーチ事業の実施【数値目標】

普段文化芸術に触れる機会が少ないこどもたちが、文化芸術へ興味関心を持ち、創造力と感性を刺激する機会が得られるよう、プロのアーティストから新人・新進芸術家、アーティストバンクに登録されている芸術家等が学校等に赴き、児童生徒等に演奏や直接指導を行う「アウトリーチ事業」を実施します。

また、個人芸術家や文化団体等が、積極的に「アウトリーチ活動」を実施できるよう支援します。

◆演劇等のセミナー事業の実施

県内の中高校生を対象に、県外から専門家を招いて演劇や吹奏楽のセミナーを開催します。

◆デジタル技術を活用した文化公演等の促進【数値目標】(再掲)

文化公演等の開催について、公演等に係る費用のほか動画配信等オンラインでの実施や動画制作等についても「和歌山県文化振興事業補助金」の補助対象とする等、デジタル技術を活用した文化公演等の開催を促進することで、多様な表現形態による文化芸術の振興を図るとともに、地域間格差の解消、誰もが気楽に文化公演等を楽しむことができるような機会の確保に努めます。

◆学校部活動（文化部）の円滑な地域展開等の支援（再掲）

地域での文化芸術活動を活性化し、多世代交流の場を増やすため、地域ニーズの把握や課題の解決に取り組む市町村を支援するとともに、指導者等の発掘・育成・マッチング支援の強化等により、地域クラブの充実を図る等、地域の実情を鑑み、それぞれの地域に望ましい形で、子どもの文化芸術活動を地域全体で支えていく取組を推進します。

◆県立図書館における教育普及活動の充実【数値目標】

市町村や学校との連携・支援や、読み聞かせ等を担う図書館ボランティア養成等を通じて、未来を担う子どもたちの豊かな読書環境の維持発展に努めます。また、社会に踏み出す若者が集う図書館を目指したイベントの企画や、SNS等を活用した情報発信を充実するとともに、ジュニアアンサンブル等、次代を担う人材の発掘・育成に取り組みます。

◆県立博物館施設における展覧会、教育普及活動の充実【数値目標】

県立博物館施設において、子どもたちを対象に、県立博物館施設の人的資源や収蔵品を活用したワークショップ、創意工夫を凝らした展覧会、体験教室等の参加型体験学習、ミュージアムトーク、出前講座等、学芸員の専門性を活かしたプログラムを企画・実施し、優れた美術作品や貴重な考古資料等を題材として、豊かな教養や感性、ふるさとへの誇りと愛着を育みます。

あわせて、多感な子どもたちに優れた美術、歴史、考古、民俗、自然科学に関する資料等に馴れ親しむ機会を提供するため、県立博物館施設において、高校生以下の入場料を無料とします。

さらに、博物館と学校が、それぞれの教育機能を活かして連携する「博学連携」を推進し、展示・収蔵資料を素材として、子どもたちが自ら発見し、考える機会を創出します。

◆和歌山県高等学校総合文化祭の開催支援

県内高校生の文化芸術活動の発表や文化交流を目的とした「和歌山県高等学校総合文化祭」の開催を支援します。

また、近畿高等学校総合文化祭等への参加や開催についても支援します。

◆ふるさと教育の推進

ふるさとへの愛着を高め、郷土を誇りに思う心情等を育むため、各学校の教育活動において、地域の教育資源を効果的に活用するとともに、地域での体験活動を位置付ける等して、ふるさとに関わる学習が計画的に展開されるよう、各学校に働きかけます。

また、「わかやま何でも帳デジタルブック」を公開することで、ふるさと和歌山に対する興味関心や学習意欲を高めます。

さらに、「ふるさとわかやま学習大賞」を実施し、県内の優れた取組を表彰することによつ

て、その成果を広く周知し、ふるさと教育を推進します。

(2) 現役世代等の人づくり

現役活動家や新人・新進芸術家たちが、生涯にわたり活動を継続し拡大させていくことが重要であるため、現役活動家や若手芸術家が、多様な手法で活動成果を発表し評価を受ける場を確保するとともに、和歌山県ゆかりの芸術家の情報を集積・公開することで、文化芸術活動を実施しやすい環境づくりに努めます。

あわせて、企画運営面から文化を支える人材の育成を進めます。

【主な施策】

◆新人・新進芸術家のための演奏会等の実施

新人・新進芸術家を対象にオーディションを実施し、優秀者による演奏会事業を実施します。

また、新人・新進芸術家やアーティストバンクに登録されている芸術家を幼稚園等に派遣する「アウトリーチ事業」を実施する等、活動・発表の機会を提供します。

◆アーティストバンクの充実と利用促進【数値目標】(再掲)

和歌山県にゆかりのあるアーティストの人材情報を集積・公開し、その活動内容を紹介することで、アーティストの活動の場や県民が文化芸術に親しむ機会の拡充を図るとともに、登録アーティストを県が実施する各種事業に積極的に登用していきます。

◆県内文化活動に関する情報提供媒体の充実【数値目標】(再掲)

県内各地で開催される様々な文化芸術活動の情報を収集し、県民誰もが文化芸術に関する情報を入手できるよう、「Waca.p (ワカピー)」※5、「わかやま文化情報館」※6、「きのくに文化月間」、和歌山県民文化会館ホームページ、地元TVやラジオ等、様々な広告媒体を活用し文化芸術活動が広く知れ渡るよう情報の提供を行います。

◆文化団体等のネットワーク構築と連携推進【数値目標】(再掲)

様々なジャンルの文化団体等が、文化団体のネットワークであるわかやま文化芸術協議会において交流することで、団体等活動の一層の活性化、ひいては和歌山県における文化芸術各分野の自主的活動の強化推進と連絡協調を図ります。

◆アートマネジメント人材の育成強化(再掲)

県民の文化事業に対する企画や運営能力の向上を図るため、(一財)地域創造や公立文化施設協議会等が開催する、舞台演出、事業企画、アートマネジメント研修等への参加を促し、県内でアートマネジメント活動を実践できる人材育成を推進します。

(3) シニア層の人づくり

これまで、和歌山県の文化芸術活動を支え、発展させ、継承、保存に多大な貢献をされてきた高齢者の方々が、長年にわたる研鑽、研究により習得された豊富な知識や高い技能を、次の活動家となる人々に適切に引き継ぎ、伝えていくための事業を推進します。

また、高齢者の方が健康で生きがいを持って暮らせるよう、鑑賞や芸術活動の参加を促すとともに、知的好奇心を満たす事業を推進します。

【主な施策】

◆高齢者の知識・技能の継承

高齢者が長年培ってきた経験や技能を生かし、社会参加や地域貢献等の様々な活動を行うことができるよう、地域リーダーやサロン運営アドバイザーの養成等を実施する「和歌山県いきいき長寿社会センター事業」の充実に努めます。

◆和歌山県名匠表彰、和歌山県名匠表彰受賞記念事業の実施

伝統ある貴重な工芸品等の製作等の技術を持ち、地域社会における芸術文化の向上と発展に貢献のある方を表彰する「和歌山県名匠表彰」を実施します。

また、名匠表彰受賞者の功績を讃え、活動成果を広く県内外へ紹介するため、受賞記念事業を実施します。

(4) 顕彰の実施

文化芸術活動で顕著な成果を認められた方や団体、また、文化芸術の振興・発展に寄与された方や団体の業績を讃え、顕彰を行います。

【主な施策】

◆和歌山県文化表彰、和歌山県文化表彰受賞記念事業の実施

和歌山県の文化の向上発展に特に顕著な功績のある方々を表彰する「和歌山県文化表彰」を実施します。

また、文化表彰受賞者の業績を讃え、活動成果を広く県内外へ紹介するため、受賞記念事業を実施します。

◆和歌山県名匠表彰、和歌山県名匠表彰受賞記念事業の実施（再掲）

伝統ある貴重な工芸品等の製作等の技術を持ち、地域社会における芸術文化の向上と発展に貢献のある方を表彰する「和歌山県名匠表彰」を実施します。

また、名匠表彰受賞者の功績を讃え、活動成果を広く県内外へ紹介するため、受賞記念事業を実施します。

◆和歌山県にゆかりのある文化人等の各種顕彰事業への推薦

国や団体、企業等が実施している各種顕彰事業に、文化芸術活動で顕著な成果を認められた県民や団体を推薦します。

V 計画の推進にあたって

1 推進体制

本計画に掲げる施策の推進にあたっては、庁内において、部局横断的な連携を図り、各種施策の効果的推進及び進行管理に努めます。

2 数値目標の設定と評価・検証

本計画に基づく施策の着実な推進を図るため、施策の進捗状況や効果を適切に評価・検証するサイクル（PDCA サイクル）の確立を目指します。

そのため、3つの「施策の方向」ごとに、取組の効果を客観的に検証するとともに、社会情勢等の変化を踏まえながら、フォローアップを実施します。

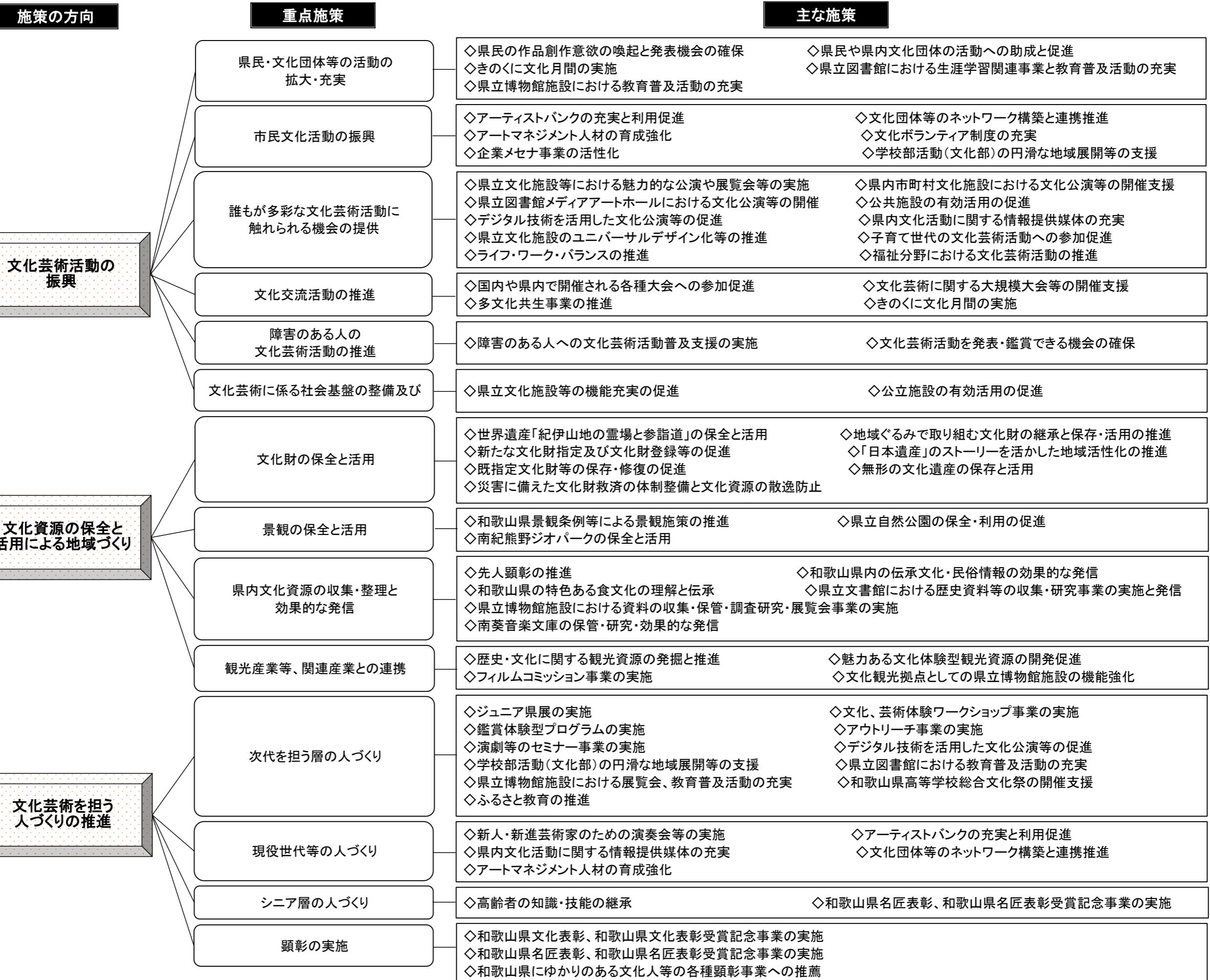
＜参考＞

1 文化芸術活動の振興			
(1) 県民・文化団体等の活動の拡大・充実			
主な施策	指標	R 6 年度末	R 12 年度末
県民や県内文化団体の活動への助成と促進	和歌山県文化振興事業補助金募集への申請件数	28 件	35 件
県立図書館における生涯学習関連事業と教育普及活動の充実	①県立図書館蔵書総数 ②電子書籍コンテンツ数 ③展示室等活用件数 ④市町村協力貸出件数	①1,121,931 冊 ②865 点 ③13 件 ④1,361 件	①1,180,000 冊 ②1,430 点 ③30 件 ④1,400 件
県立博物館施設※4における教育普及活動の充実	【県立近代美術館】 講演会等の実施回数 【県立自然博物館】 ①「きのくに野外博物館」年間実施数 ②「きのくに野外博物館」年間参加人数 ③「体験教室」年間実施数 ④「体験教室」年間参加人数	【県立近代美術館】 31 回 (771 人) 【県立自然博物館】 ①13 回 ②350 人 ③5 回 ④150 人	【県立近代美術館】 32 回 (1,040 人) 【県立自然博物館】 ①13 回 ②350 人 ③5 回 ④150 人
(2) 市民文化活動の振興			
アーティストバンクの充実と利用促進	登録者数	245 人	255 人
文化団体等のネットワーク構築と連携推進	わかやま文化芸術協議会構成団体数	65	70
文化ボランティア制度の充実	登録者数	20 人	25 人
(3) 誰もが多彩な文化芸術活動に触れられる機会の提供			
県立文化施設等における魅力的な公演や展覧	【県立近代美術館】 年間入館者数	【県立近代美術館】 45,096 人	【県立近代美術館】 60,000 人

会等の実施	【県立博物館】 年間入館者数 【県立紀伊風土記の丘】 年間入館者数 【県立自然博物館】 特別展期間入館者数	【県立博物館】 44,218人 【県立紀伊風土記の丘】 13,552人 【県立自然博物館】 33,094人	【県立博物館】 35,000人 【県立紀伊風土記の丘】 60,000人 【県立自然博物館】 未定
県立図書館メディアアートホールにおける文化公演等の開催	メディアアートホール利用件数	132件	130件
デジタル技術を活用した文化公演等の促進	①採択事業のうち全部又は一部をオンラインで実施予定とした事業数 ②実際にオンラインで実施した事業数 ③事業終了後に動画を公開している事業数（ライブ配信の有無を問わない）	①2件 ②2件 ③2件	①5件 ②5件 ③5件
県内文化活動に関する情報提供媒体の充実	①Waca.p 発行回数 ②SNS 発信件数	①年4回 ②Xを71投稿	①年4回 ②Xを80投稿
子育て世代の文化芸術活動への参加促進	乳幼児も入場できるコンサートや、保護者とともにが一緒に楽しめるワークショップ ①開催数 ②入場者数	①年5回 ②5,169人	①年5回 ②5,000人
(4) 文化交流活動の推進			
文化芸術に関する大規模大会等の開催支援	和歌山県文化振興事業補助金における「大規模大会等の開催」区分への申請件数	2件	3件
(6) 文化芸術に係る社会基盤の整備及び効率的活用の促進			
県内文化施設等の機能充実の促進	【県立近代美術館】 収蔵品データベースにおける作品の画像・解説文の公開点数	【県立近代美術館】 文字データ：13,200 画像データ：6,000	【県立近代美術館】 文字データ：16,000 画像データ：15,000
2 文化資源の保全と活用による地域づくり			
(1) 文化財の保全と活用			
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保全と活用	【文化遺産課】 世界遺産追加登録に向けた国史跡追加指定件数	【文化遺産課】 15件	【文化遺産課】 25件
地域ぐるみで取り組む文化財の継承と保存・活用の推進	市町村が作成する文化財保存活用地域計画の件数	1件	5件
無形の文化遺産の保存と活用	指定・登録された無形文化財、民俗文化財の件数	99件	105件
(3) 県内文化資源の収集・整理と効果的な発信			
和歌山県の特色ある食文化の理解と伝承	生活研究グループ等の関係団体が行う食育推進に係る取組（料理教室及び小学校等で	①9回 ②568人	①7回 ②500人

	の調理体験等) ①実施回数 ②参加人数		
県立文書館における歴史資料等の収集・研究事業の実施と発信	①民間所在資料保存状況調査文書群数の前回調査（平成9～17年度）との比較倍率 ②和歌山県歴史資料アーカイブでの歴史資料公開件数 ③「授業で使える和歌山の資料」での授業用教材公開件数	①1市（海南市）にて1.05倍 ②3,027件 ③12件	①7市町村（各年度1市町村）で調査し、平均倍率1以上 ②4,200件 ③40件
県立博物館施設における資料の収集・保管・調査研究・展覧会事業の実施	【県立近代美術館】 ①購入作品数 ②修復作品数 【県立自然博物館】 年間登録標本数	【県立近代美術館】 ①15 ②2 【県立自然博物館】 2,901点	【県立近代美術館】 ①20 ②10 【県立自然博物館】 3,000点
南葵音楽文庫の保管・研究・効果的な発信	ホームページ、SNS等での発信件数	16件	20件
(4) 観光産業等、関連産業との連携			
文化観光拠点としての県立博物館施設の機能強化	【県立近代美術館】 年間入館者数 【県立博物館】 年間入館者数 【県立紀伊風土記の丘】 年間入館者数 【県立自然博物館】 年間入館者数	【県立近代美術館】 45,096人 【県立博物館】 44,218人 【県立紀伊風土記の丘】 13,552人 【県立自然博物館】 125,261人	【県立近代美術館】 60,000人 【県立博物館】 35,000人 【県立紀伊風土記の丘】 60,000人 【県立自然博物館】 未定
3 文化芸術を担う人づくりの推進			
(1) 次代を担う層の人づくり			
アウトリーチ事業の実施	訪問施設数	28	35
デジタル技術を活用した文化公演等の促進	再掲のため省略		
県立図書館における教育普及活動の充実	①POPコンクール応募点数 ②ビブリオバトル参加人数 ③学校等協力貸出件数	①659点 ②1,388人 ③584件	①750点 ②1,500人 ③620件
県立博物館施設における展覧会、教育普及活動の充実	【県立近代美術館】 ①「なつやすみの美術館」の実施 ②「こども美術館部」への参加者数 ③学校団体鑑賞の受入人数 ④博物館実習生の受入人数 ⑤職場体験学習の受入人数 【県立自然博物館】	【県立近代美術館】 ①○ ②111人 ③2,428人 ④2人 ⑤37人 【県立自然博物館】	【県立近代美術館】 ①○ ②120人 ③3,000人 ④3人 ⑤40人 【県立自然博物館】

	①「きのくに野外博物館」年間実施数 ②「きのくに野外博物館」年間参加人数 ③「体験教室」年間実施数 ④「体験教室」年間参加人数	①13回 ②350人 ③5回 ④150人	①13回 ②350人 ③5回 ④150人
(2) 現役世代等の人づくり			
アーティストバンクの充実と利用促進	再掲のため省略		
県内文化活動に関する情報提供媒体の充実	再掲のため省略		
文化団体等のネットワーク構築と連携推進	再掲のため省略		



< 參 考 資 料 >

○ 文化芸術基本法

平成 13 年法律第 148 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 文化芸術推進基本計画等(第 7 条・第 7 条の 2)

第 3 章 文化芸術に関する基本的施策(第 8 条—第 35 条)

第 4 章 文化芸術の推進に係る体制の整備(第 36 条・第 37 条)

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみると、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。21 世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るために、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にするよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に發揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の关心及び理解)

第5条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する关心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第5条の2 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第5条の3 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第6条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第7条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第36条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第7条の2 都道府県及び市（特別区を含む。第37条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参照して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第37条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第3章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第8条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第9条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第10条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第11条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第12条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第 13 条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第 14 条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第 15 条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第 16 条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第 17 条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第 18 条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第 19 条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第 20 条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第 21 条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第 22 条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第 23 条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第 24 条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第 25 条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第 26 条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第 27 条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第 28 条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第 29 条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第 29 条の 2 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の中内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第 30 条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第 31 条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第 32 条 国は、第 8 条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第 33 条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第 34 条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第 35 条 地方公共団体は、第 8 条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第4章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第36条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第37条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年6月23日法律第73号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第2条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成30年6月8日法律第42号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月7日法律第26号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

○ 和歌山県文化芸術振興条例

平成 21 年 3 月 26 日 条例第 21 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 文化芸術振興基本計画（第 4 条）

第 3 章 文化芸術の振興に関する基本的施策（第 5 条—第 18 条）

附則

文化芸術は、人間が創造的な営みの中で自らの可能性を求めるようとする根源的な欲求であり、生きる証^{あかし}であり、生きる喜びもある。また、文化芸術は、人々の心のつながりをはぐくみ、多様な価値観が共生する社会をかたちづくり、そのよりどころとなるものである。

こうした文化芸術の持つ意義は、経済的、物質的な豊かさを享受しながらも、多くの人々が精神的な充足と心豊かな暮らしを求める今、さらにその重要性を増している。

私たちが暮らす和歌山県は、全国有数の文化財保有県であり、万葉の時代から歌に詠まれてきた美しい自然と、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に代表される高い精神性を有する悠久の歴史に恵まれている。こうした環境の下で、これまでにも多くの県民の力によって多彩な文化芸術が創造され、はぐくまれてきた。これらの文化芸術はもちろんのこと、それを支え、はぐくんできた「市民文化」そのものが、私たち県民共通の誇りとなっている。

また、21世紀に入り、「癒し」と「再生」を実感することのできるその精神性と歴史的な価値は、国際的にも高く評価され、注目を集めている。

今、私たちは、この個性豊かで魅力ある文化芸術の土壤を、未来へと継承し、発展させ、すべての県民の力を結集した地域の文化力を高めていくことにより、誇りと愛着の持てる元気な郷土をつくりあげていかなければならないと考える。

ここに、私たちは、すべての県民が自主的かつ主体的に、文化芸術の創造、鑑賞・評価、支援活動、伝統文化の保存・継承に等しく参加し、文化芸術が暮らしの中に息づく心豊かな社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、すべての県民が等しく文化芸術の創造、鑑賞、継承、支援その他の活動に参加することができるような環境の整備が図られなければならない。

- 2 文化芸術の振興に当たっては、県民一人一人が文化芸術の担い手であるという認識の下、その自主性及び創造性が尊重されなければならない。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、その多様性が尊重されるとともに、地域における多様な価値観の共生が図られるよう配慮されなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術が地域間における相互理解を深める上で重要な役割を果たすことにかんがみ、文化情報の発信及び文化交流が積極的に促進されなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、風土及び歴史に培われてきた地域の伝統的な文化芸術を県民が誇りや独自性を感じることができる共通の財産として将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術の振興施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 前項の規定による文化芸術の振興施策の推進に当たっては、次に掲げる事項について十分に配慮しなければならない。
 - (1) 県民及び市町村の主体的な活動への支援並びに県民の相互連携の促進に努めること。
 - (2) 県民及び市町村の主体性及び創造性を損なうことのないように努めること。
 - (3) 広く県民の意見が反映され、高い公共性及び透明性が確保されるように努めること。
 - (4) 県民、国及び市町村との連携により、効率的かつ効果的な施策の推進に努めること。
- 3 県は、文化芸術の振興のために必要な施策を推進するための体制の整備に努めるとともに、財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

第2章 文化芸術振興基本計画

(文化芸術の基本計画)

第4条 知事は、文化芸術の振興のために必要な施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 基本計画は、文化芸術の振興に関して必要な事項を定めるものとする。
- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第3章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(芸術の振興)

第5条 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの公演、展示等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第6条 県は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下この条において「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第7条 県は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下この条及び次条において「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第8条 県は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化及び国民娯楽の普及)

第9条 県は、生活文化（茶道、華道、書道、香道その他の生活に係る文化をいう。）及び国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）の普及を図るため、これらの普及活動等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第10条 県は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下この条において「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県民が誇りや愛着を感じ、かつ、地域文化の母体となる歴史的な景観又は自然的な景観の保全及び活用を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(市民文化の振興)

第11条 県は、市民文化の振興により、県民がはぐくむ地域の文化力の向上を図るため、公演、展示等への県民の参加及びボランティア活動、寄附等の助成活動その他の文化芸術支援活動への県民の参加の促進に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、市民文化の振興により、文化芸術が息づく魅力的な地域づくりを推進するため、地域づくり活動の支援その他の必要な施策を国及び市町村と連携して講ずるものとする。

(文化情報の収集及び発信)

第12条 県は、地域に根ざした特色ある文化の形成のため、その基盤となる本県の多様な文化資源の把握、保存及び活用に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県民に創造、鑑賞、支援等の活動に参加する機会を提供するため、文化芸術に関する情報の収集及び発信に必要な施策を講ずるものとする。

(文化交流活動の促進)

第 13 条 県は、本県の文化芸術の活性化及び向上のため、県民の他の地域との文化交流活動の推進に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、地域の活性化を図るため、文化交流活動と観光産業その他産業との連携に努めるものとする。

(参加機会の提供)

第 14 条 県は、広く県民が多彩な文化芸術を鑑賞し、並びに文化芸術の創作活動及び支援活動に参加する機会を得られるように必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、高齢者、障害者等の文化芸術活動が活発に行われるよう環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、広く県民が文化芸術活動に参加できる機会を提供するため、市町村及び民間団体等と連携し、広域的な視点から文化施設の効率的かつ効果的な整備及び活用に努めるものとする。

(文化芸術活動の担い手の育成)

第 15 条 県は、文化芸術の創造、鑑賞・評価及び支援活動の担い手を育成するため、必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第 16 条 県は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演及び展示への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、学校教育及び社会教育における青少年の文化芸術活動の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者の文化芸術活動の充実)

第 17 条 県は、高齢者が行う文化芸術活動の充実を図るとともに、高齢者が有する知識及び技能を活用した文化芸術の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(顕彰)

第 18 条 県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者を広く顕彰するものとする。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。